



特集記事3

県の気候変動への適応の取組

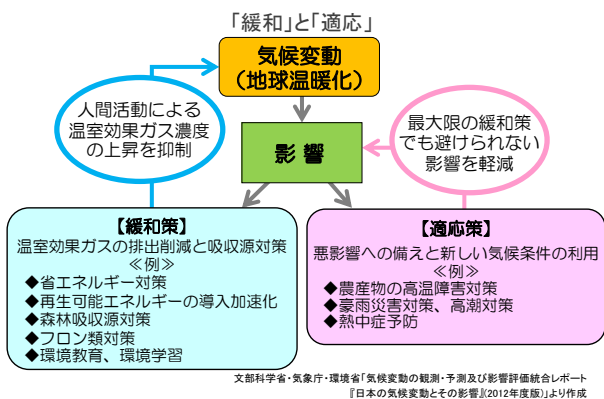
近年、気温上昇や豪雨の頻度増加等の気候変動により、健康、自然災害など各分野への影響が現れており、今後、地球温暖化が進むとこれらの影響はさらに大きくなるおそれがあります。こうした中、平成30年に「気候変動適応法」が成立・施行され、国・地方公共団体・事業者に気候変動適応の取組が求められるとともに、県民の皆様にも気候変動適応について理解していただくことなどが求められています。

1 気候変動への適応とは

地球温暖化などの気候変動による影響は、熱中症搬送者数の増加、豪雨の頻度増加に伴う自然災害の発生など既に現れています。特に、平成30年の夏は全国的に猛暑となり、7月の熱中症搬送者数及び死亡者数は過去最多となりました。今後、地球温暖化が進むとこのような影響がさらに大きくなるおそれがあります。こうした気候変動の影響による被害を避けたり、軽減することを「気候変動適応」といいます。

「気候変動適応法」では、地方公共団体に区域の状況に応じた施策の推進等が求められています。また、事業者に対しては、各自の事業活動に即した気候変動適応に努めること、国民に対しては、気候変動適応の重要性に対する理解を深めることなどとされています。

気候変動対策としては、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入といった「緩和策」だけではなく、熱中症予防、豪雨災害対策といった「適応策」に併せて取り組むことで、私たちの暮らしを持続可能で安全・安心なものとすることができます。



気候変動対策 -緩和と適応-
出典: 県作成資料

気候変動適応法の概要

【平成三十一年法律第五十号
平成30年6月13日公布
平成30年12月1日施行】

1. 適応の総合的推進

- ▶ 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- ▶ 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する気候変動適応計画を策定（H30年11月27日閣議決定）、その進捗状況について、把握・評価手法を開発。
- ▶ 環境省が、気候変動影響評価をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進

気候変動の科学的知見に基づき、
◆高湿耐性の農作物品種の開発・普及
◆急激な分布域の変化に対応した漁場の整備
◆堤防・治水調整施設等の商業ハード整備
◆ハザードマップ作成の促進
◆熱中症予防対策の推進
等

2. 情報基盤の整備

- ▶ 適応の情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け。

「気候変動適応情報プラットフォーム」(国立環境研究所サイト)の主なコンテンツ

気候変動の科学知見
影響評価
適応計画
適応事例

3. 地域での適応の強化

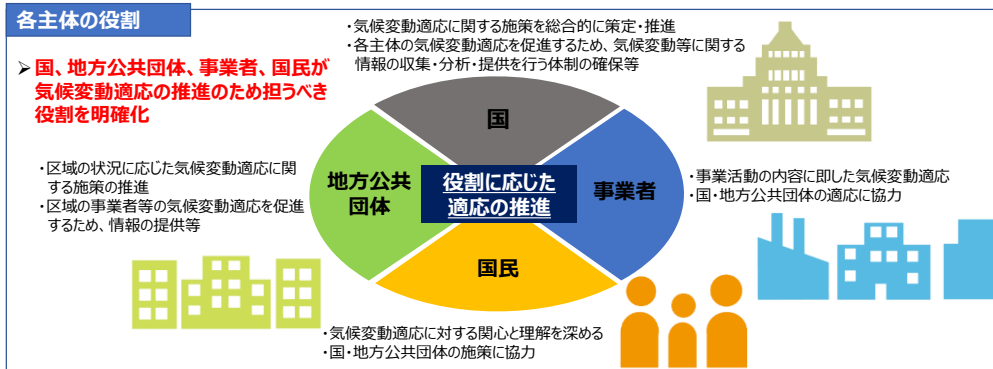
- ▶ 都道府県及び市町村に、地域気候変動適応計画策定の努力義務。
- ▶ 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制(地域気候変動適応センター)を確保。
- ▶ 広域協議会を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- ▶ 国際協力の推進。
- ▶ 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

http://www.adaptation-platform.mae.go.jp/index.html

気候変動適応法の概要
出典: 環境省作成資料



気候変動適応法(第3条から第6条)における各主体の役割
出典:環境省作成資料を元に県作成

2 県における気候変動の影響と適応の取組

これまでの観測事実として、横浜の年平均気温は100年当たり1.9℃上昇しています。こうした中、県内においても気候変動の影響は既に現れており、平成30年夏の高温により、7月から9月までの熱中症搬送者数は過去最多の4,000人以上となりました。また、海水温の変化に伴い、比較的暖かい海に生息し海藻を食物とする魚類等の増加により、磯場の海藻がなくなる「磯焼け」※1という現象が起り、今後、海藻や貝類等の定着性水産生物の変化が予測されています。

今後、地球温暖化が進むと、県内の平均気温は約4℃上昇し、猛暑日の日数も約40日以上増加するという将来(21世紀末)の予測結果※2も出ており、人の健康、社会・経済活動等への影響がさらに大きくなるおそれがあります。

※1 磯焼け:もともと海藻が繁茂していた磯場において、藻食性生物による食害や栄養塩類の不足などの要因によって、海藻類がほぼなくなった状態。磯根資源(アワビ、サザエ、イセエビなど磯に生息する水産動物)の維持・回復に悪影響を与えている。
※2 出典「神奈川県21世紀末の気候(平成30年 横浜地方気象台)」

こうした影響に対応するため、県では、平成30年の「気候変動適応法」の成立前から次のような気候変動適応の取組を行ってきました。

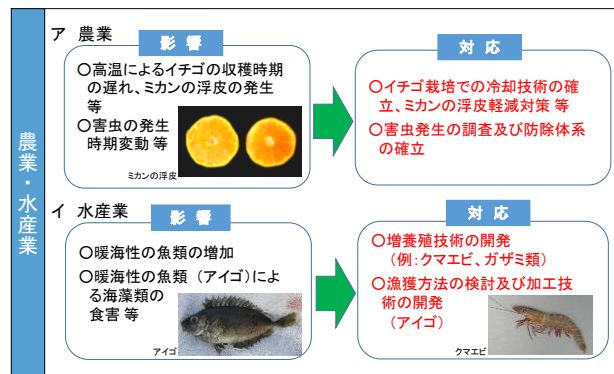
- ・県内における気候変動影響と施策を分野ごとに整理
- ・「神奈川県地球温暖化対策計画」に適応策の位置付け
- ・庁内関係室課との連携を図るための会議体の設置
- ・適応に関する調査研究の推進 など



県近海の磯焼け(左:磯焼け前 右:磯焼け後)
出典:県水産技術センター

分野	大項目	小項目	影響	施策
農業・林業・水産業	農業	果樹	高温による生育障害	対策技術の確立 農家への技術支援
		病害虫	生育適温が高い病害虫の発生	温暖化環境下における主要害虫の発生消長の調査
	水産業	増養殖等	定着性水産生物の変化	暖海性魚介類の増養殖技術の開発
水環境・水資源	水環境	沿岸域及び閉鎖的水域	東京湾の貧酸素水塊の発生規模の増大	溶存酸素等海洋モニタリング調査
		自然災害	河川	洪水
	沿岸	内水	短時間強雨による浸水被害	河川管理者・下水道管理者等が連携した貯留浸透施設整備等
		高潮・高波	高潮・高波リスクの増大	越波被害への対策工事
		山地	土石流・地すべり等	土砂災害の増加、被害の拡大
健康	暑熱	熱中症	熱中症搬送者数の増加	ホームページ等での注意喚起

県における気候変動影響と適応策



県における適応策の例

3 気候変動法への対応等

「気候変動適応法」では、地方公共団体に対して地域の自然・社会状況等に応じた気候変動適応を推進するための「地域気候変動適応計画」の策定、地域の気候変動影響及び適応に関する情報の収集、分析、整理及び提供等を行う体制として「地域気候変動適応センター」を確保するよう努めることとされました。これを受け、県では次のとおり対応しています。

■ 地域気候変動適応計画

平成 31 年 4 月 1 日、法第 12 条に基づき、既に適応策を含めて策定した「神奈川県地球温暖化対策計画」を「神奈川県気候変動適応計画」として位置付けました。

■ 地域気候変動適応センター

平成 31 年 4 月 1 日、「神奈川県環境科学センター」に法第 13 条に基づく「神奈川県気候変動適応センター」を設置しました。

現在、法に基づく地域気候変動適応センターは、神奈川県を含めて 13 県で設置（令和元年 10 月 1 日時点）されており、県は全国の中でも先進的に取組を進めています。

神奈川県気候変動適応センターの具体的な取組については、以下の内容を予定しています。

情報収集、整理	<ul style="list-style-type: none"> ・気候等の実態に関する情報（例：年平均気温、強雨頻度等） ・気候変動影響との関連が考えられる情報（例：熱中症救急搬送者数） ・地域における適応の優良事例
分析	<ul style="list-style-type: none"> ・気候等の将来予測（例：気温上昇、降水量等） ・気候変動影響予測（例：農作物等への影響、河川流量）
収集、分析した情報の提供及び技術的助言	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる情報発信 ・県民向け講座の開催 ・市町村や事業者への相談対応

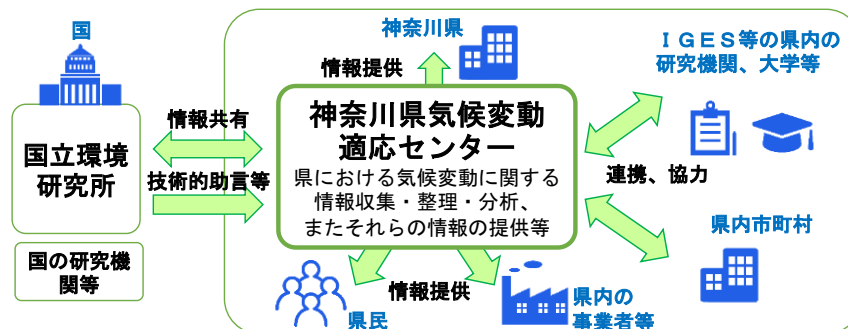
県気候変動適応センターの具体的な取組の例

■ 神奈川県気候変動適応に関する有識者等検討会議

県では、今後の気候変動適応の取組の方向性を検討するために、平成 31 年 4 月に「神奈川県気候変動適応に関する有識者等検討会議」を設置しました。

今後は、気候変動適応センターで収集した情報や有識者等検討会議での検討等も踏まえて、将来、県民生活や事業活動に大きな支障が出ないように、効果的に気候変動適応の取組を進めていきます。

神奈川県気候変動適応センター（イメージ）



神奈川県気候変動適応センターのイメージ